

規制の事前評価書

政策の名称	オルトートルイジンに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	担当部局名	労働基準局安全衛生部	作成責任者名	労働衛生課長 武田 康久 化学物質対策課長 奥村 伸人	評価実施時期	平成28年8月
法令案等の名称・関連条項	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 【関係条項】 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条、第31条の2、第65条第1項、第66条第2項及び第113条						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>オルトートルイジンは、化学工業等で幅広く使用されている。一方、オルトートルイジンは、国際がん研究機関において、人に対して発がん性がある物質であることが勧告されている。今般、オルトートルイジンを取り扱う事業場における調査等を行った結果、これを取り扱う事業場において労働者がこれにばく露している実感が明らかとなった(因果関係は明らかにはされていないが、実際に当該作業場で作業を行っていた労働者が膀胱がんを発症している。)</p> <p>これを踏まえ、労働者のオルトートルイジンによるばく露防止等の健康障害防止対策を充実する必要があることから、この物質を労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第3第2号に掲げる特定化学物質(第2類物質)に指定する等の改正を行う。これにより、事業者に新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付ける(以下これらの規制を合わせて「本規制」という)。</p>						
想定される代替案	国の“通達”による作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等の措置の指導						
規制の費用(注)	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	本規制により、事業者等に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。 ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円～) ・作業環境測定の実施(年間数万円～) ・特殊健康診断の実施(一人当たり年間数千円～)	国の通達による行政指導を受けて対策に取り組む事業者等にあつては、次の費用が発生する。 ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円～) ・作業環境測定の実施(年間数万円～) ・特殊健康診断の実施(一人当たり年間数千円～)					
2 行政費用	国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。 ※ 現行規制において、ベンゼン等他の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、本規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはない。	国において、代替案に伴う費用、人員等の増減はない。 ※ 現行規制においても化学物質による健康障害防止のための周知・指導を行っている。					
3 その他の社会的費用	特になし。	特になし。					
規制の便益(注)	便益の要素	代替案の場合					
	<p>【労働者への便益】 オルトートルイジンのばく露の防止等により、労働者の職業がん等の発症による健康障害を防止することができる。</p> <p>【事業者への便益】 健康障害防止措置を実施することにより、労災の補償リスクを低減することができる。また、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。</p> <p>【国民全体への便益】 労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。</p>	<p>【労働者への便益】 企業によっては、必要な対策が十分に実施されない可能性があり、労働者の職業がん等の発症による健康障害の防止に対する効果は限定される。</p> <p>【事業者への便益】 企業によっては、必要な対策が十分に実施されない可能性があり、労災の補償リスクを低減する効果は限定される。また、事業者全体にとって、保険料負担を軽減する効果は限定される。</p> <p>【国民全体への便益】 労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる効果は限定される。</p>					
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>本規制の便益は、労働者の職業がん等の健康障害の防止に資することである。</p> <p>費用については、ベンゼン等他の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、今回の規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはない。また事業者については遵守費用は増加するものの、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができることから、ばく露防止対策等の義務付けは適当と判断する。</p> <p>一方、代替案(国の通達による行政指導)では、対策を取る事業者については本規制同様、遵守費用が発生するにもかかわらず、事業者に法的な義務を伴わないことから、企業で必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業がん等の発症防止等について効果が限定される。</p> <p>したがって、全ての事業場において、オルトートルイジンによる労働者の健康障害防止措置を履行させるため、通達による指導(代替案)でなく、罰則を伴った法的拘束力を持つ本規制案を採用すべきである。</p>						
有識者の見解その他関連事項	<p>1 「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(座長:菅野誠一郎(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所研究推進・国際センター特任研究員)において、以下のとおり結論づけられている。 オルトートルイジンとこれを含む製剤等の製造・取扱業務については、 ・特定化学物質障害予防規則(特化則)の「特定第2類物質」と同様に、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要 ・ヒトに対して発がんの可能性のあることを動案し、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特化則の「特別管理物質」と同様の措置を講じることが必要</p> <p>2 「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」(座長:櫻井治彦(公財)産業医学振興財団理事長)において、以下のとおり結論付けられている。 【検討結果】 オルトートルイジンとこれを含む製剤等の製造・取扱業務については、 ・当該業務に従事する労働者に対して特別な項目についての健康診断を実施することが必要 ・当該業務に従事させたことのある労働者で現に使用している者に対して特別な項目についての健康診断を実施することが必要</p>						
レビューを行う時期又は条件	国際機関等における発がん性等の評価の見直し、オルトートルイジンによる労働災害の多発等の場合に見直しを行う。						